

# 告 示

## 埼玉県告示第千四百三十三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

### 二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

### 三 作業地域

寄居町、東秩父村、小川町、嵐山町、滑川町、東松山市、吉見町、ときがわ町、横瀬町、飯能市、越生町、鳩山町、毛呂山町、坂戸市、川島町、北本市、桶川市、上尾市、日高市、鶴ヶ島市、川越市、さいたま市、入間市、狭山市、ふじみ野市、富士見市、志木市、朝霞市、和光市、戸田市

### 四 作業期間

令和三年十一月二十六日から令和四年三月二十五日まで